

他市町在住で、その市町に通勤、通学している人の消防団への入団が可能か。

令和5年1月1日現在

市町村名	条例等で定められている 「在勤者・通学者」の入団認否		問い合わせ先	
	在勤者の認否	通学者の認否	問い合わせ機関名	電話番号
長崎市	○	○	長崎市消防局予防課	095-822-0425
佐世保市	○	○	佐世保市消防局総務課	0956-23-5121
島原市	○	×	島原市役所市民安全課	0957-63-1111
諫早市	○	×	諫早市役所危機管理課	0957-22-1500
大村市	○	○	大村市役所安全対策課	0957-53-4111
平戸市	○	×	平戸市消防本部総務課	0950-22-3167
松浦市	○	×	松浦市消防本部総務課	0956-72-1211
対馬市	×	×	対馬市消防本部総務課	0920-52-0119
壱岐市	○	×	壱岐市消防本部総務課	0920-45-3037
五島市	○	×	五島市消防本部総務課	0959-72-3133
西海市	○	×	西海市役所防災基地対策課	0959-37-0028
雲仙市	○	×	雲仙市・市民安全課	0957-38-3111
南島原市	○	○	南島原市・防災課	0957-73-6600
長与町	○	×	長与町・地域安全課	095-883-1111
時津町	○	○	時津町・総務課	095-882-2211
東彼杵町	○	×	東彼杵町・総務課	0957-46-1111
川棚町	○	×	川棚町・総務課	0956-82-3131
波佐見町	○	○	波佐見町・総務課	0956-85-2111
小値賀町	×	×	小値賀町・総務課	0959-56-3111
佐々町	○	×	佐々町・総務課	0956-62-2101
新上五島町	○	×	新上五島町・総務課	0959-53-1111